



より良い医療を受けるために

～埼玉県からお伝えしたいこと～

病院で治療が
終わっていないのに
転院しないと
いけないの？

P.1へ

在宅医療は
誰でも受け
られるの？

P.2へ

かかりつけ医が
いると何か
いいことが
あるの？

P.4へ

将来受けた
い医療やケアの
ことを考えて
おいた方が
いいの？

P.4へ

病院は、疾患や状態に応じて役割を分担しています。
病状に応じて病院を移ることで、適切な医療を受けることができます。

手術後、（高度）急性期の病院に長く入院するよりも、リハビリテーション環境のある回復期の病院で治療を継続するなど、身体の状態に応じた医療を受けることで、円滑に在宅生活へ移行することが可能になります。

また、入院時から退院に向けて、病院の退院支援担当者や看護師などに相談しておくことも大切です。

病院の役割



疾患や状態に応じて転棟・転院

高度急性期

平均入院日数※ 8日

重症な救急患者に対する高度な手術や集中治療室等での治療を行います。

ICU患者
イラスト

急性期

平均入院日数※ 11日

救急患者に対する状態の早期安定化に向けた治療を行います。

手術
イラスト

回復期

（回復期リハビリテーション病棟）
（地域包括ケア病棟）

在宅復帰に向けた医療、
リハビリテーションを提供します。

リハビリ
イラスト

慢性期

（医療療養型病院）

症状が比較的安定し長期療養が必要な方が入院します。

療養患者
（車いす）
イラスト

（※平均入院日数：本県の基準により区分した病院の機能ごとに、平成30年度に病院から報告された診療実績から計算したものの。）



在宅医療（自宅・介護施設等、住み慣れた生活の場での療養）

※詳細は次ページをご覧ください。

在宅医療をご存じですか？

～住み慣れた自宅等（※）で家族と過ごすなど自分のペースで生活を送りたい方～

※例えば、自宅のほか高齢者住宅があります。

通院が難しくなったときは、自宅等で医療を受けられます。相談してみませんか。

入院中の場合

病院の退院支援担当者や看護師などに相談してみましょう。

通院中の場合

身近な「かかりつけ医」に訪問診療を相談してみましょう。

その他、
相談したい場合

近くの「地域包括支援センター」又は担当のケアマネジャーに相談してみましょう。

地域の医療や介護施設が自宅等での療養生活を支えます。

病院・診療所

介護施設

ケース1

通院が困難となり、
在宅医療へ

ケース2

病状が進んで入院し、
退院後に**在宅医療**へ

病状が変化した
場合

病状が変化した
場合は、
一時的に入院

ご家族の負担を
軽減したい場合

ご家族の介護負担を
一時的に軽減したい
場合は、
ショートステイ

在宅医療

在宅医療では
自宅等にしながら病気の治療や
ケア・リハビリなどを受けることができます。
また、介護サービスを利用し、身の回りの
生活支援も受けることができます。

訪問介護

ホームヘルパー

訪問歯科診療

歯科医師・歯科衛生士

訪問診療

医師

指示

訪問看護

看護師

訪問によるリハビリ
テーション

理学療法士
作業療法士
言語聴覚士

訪問栄養食事指導

管理栄養士

訪問薬剤管理

薬剤師

自宅等

～医療や介護の専門職がチームであなたの在宅療養生活を24時間支えます～

地域により受けられるサービスが異なる場合もあります。
医師、地域包括支援センター、ケアマネジャーなどと相談しましょう。

在宅医療で受けられる主なサービス

かかりつけ医等が自宅などでの療養が必要だと判断した時に、以下のサービスを受けられます。表中の「*」：医師の指示のもとで実施

訪問診療	イラスト	医師 がご自宅に計画的に訪問し、継続的に診療を行います。
訪問歯科診療 ・ 訪問歯科 衛生指導	イラスト	歯科医師・歯科衛生士 がご自宅に訪問し、口腔内のケアや歯の治療、入れ歯の調整等を行い、自分の歯で食事ができるよう支援を行います。
訪問看護*	イラスト	看護師等 がご自宅に訪問し、安心して療養生活が続けられるよう処置や療養中の世話などを行います。
訪問 薬剤管理*	イラスト	薬剤師 がご自宅に訪問し、薬の飲み合わせや飲み残し等の管理、薬の飲み方の説明などを行います。
訪問による リハビリ テーション*	イラスト	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 がご自宅に訪問し、運動機能や日常生活に必要な動作を維持できるように、指導などを行います。
訪問栄養 食事指導*	イラスト	管理栄養士 がご自宅に訪問し、病状や栄養状態に適した食事等の栄養管理、栄養や食事面での困りごとなどに支援を行います。

介護サービスの利用についても今から調べておきましょう

- ご相談は**地域包括支援センター**又は担当の**ケアマネジャー**
- ホームヘルパー等が自宅等を訪問し、食事・入浴の介助や掃除・洗濯の援助等を通じて、生活を支援する**訪問介護**
- 通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行う**通所介護**
- 一時的に施設に入所する**ショートステイ**

認知症に関する相談窓口

認知症の介護はひとりで悩まずに、まず**地域包括支援センター**に相談してください。また、下記の相談窓口では、認知症に対する様々な相談に対応しています。

① 認知症の人と家族の埼玉県支部

相談時間：月～金（10:00～15:00）

電話：048-814-1210

F A X：048-814-1211

② 若年性認知症サポートセンター

相談時間：月～金（9:00～16:00）

電話：048-814-1212

メール：jakunen2017@sage.ocn.ne.jp

医療相談は**埼玉県認知症疾患医療センター**で対応しています。（さいたま市指定を含め県内10か所に設置）

詳しくは埼玉県保健医療部疾病対策課（048-830-3565）へお問い合わせください。

身近な「かかりつけ医」を持ちましょう



- あなたの健康をサポートし、介護保険サービスを受けるときも必要になります。

身近な健康管理の相談に応じてくれます。

受診した事があるとアレルギーの有無などを把握しているので、**素早い対応**をしてくれます。

要介護認定に必要な主治医意見書は、病状の経過や介護の状況をよく知っているかかりつけ医に書いてもらうとスムーズです。

- さまざまな病院と連携し、適切な病院を紹介してくれます。

入院や高度な治療が必要な場合には適切な病院を紹介してくれます。その際、病状や経過など治療に役立つ情報を添えて紹介状を書きますので、紹介先の病院では、それらを参考にして診断・治療をすることができます。

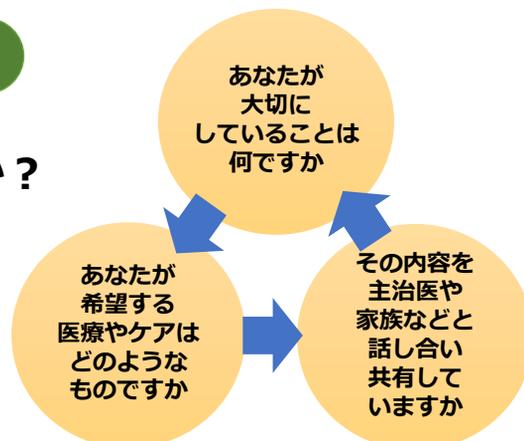
※ 大学病院等の大きな病院にかかりつけ医の紹介状等なしに受診すると、追加料金が生じます。

病状が急変した場合に慌てないために急変時の対処方法について、かかりつけ医と話し合っておきましょう。

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

あなたは、「もしものこと」を考えたことがありますか？

大きな病気やケガなど**命の危険が迫った状態**になると約**70%**の方が、これからの**治療やケア**などについて**自分で決めたり、人に伝えたり**することができなくなると言われています。



心身の状態に応じて意思は変化することがあるため繰り返し考え、話し合しましょう

もしもの時のために、受けたい医療やケアについて、前もって考え、あなたの希望や想いを、家族や大切な人、かかりつけ医をはじめとした医療・ケアチームの人々とともに繰り返し話し合い、共有する取り組みを「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」と呼びます。

・ 自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか(※)。

※ 話し合いを始めようとする気持ちや、考えたくない気持ちなど、あなたの意思が尊重されます。

・ 埼玉県では県医師会に協力して、本人が希望する医療やケアを前もって表明しておく**私の意思表示ノート** (※) を作成しています。

※ 埼玉県医師会のホームページからダウンロードできます。（「埼玉県医師会」で検索）

令和3年●月発行

作成：埼玉県保健医療部医療整備課（TEL:048-830-3545）

監修：埼玉県円滑な転院に向けた病院間連携等検討委員会、埼玉県在宅医療部会

